新宮町水道加入金

・水道利用加入金とは・・・

新宮町では町民の暮らしに欠くことの出来ない水を確保するために絶えず多額の費用をかけて水道施設の整備・拡充を行っています。そこで、この費用の一部を水道利用者にも負担していただくのが水道利用加入金という制度です。

この加入金は、水道の新設や口径を大きくする場合、申し込みの際に納めていただくもので 加入金と水源補強費からなっています。

※水道の新設や改造をする場合、別途調査手数料がかかります。

加入金(口径別)

量水器口径	金額(消費税抜)
13mm	100,000 ①
20mm	150,000 ②
25mm	230,000 ③
30mm	410,000 ④
40mm	700,000 ⑤
50mm	1,250,000 ⑥

調査手数料(非課税)

水道メーター口径	金額
13mm	1,000 ⑨
20mm以上	10,000 ⑩

水源補強費

契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考
1戸	200,000 ⑦	水道メーター口径13mmで、 1日当たりの使用水量が2m ³ 未満の場合
1m³当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量2m ³ /日以上 最少契約水量2m ³

付記 契約水量2m3/日以上の場合、契約書(別紙)を結ばなければならない。

戸建専用住宅の場合

※消費税率は令和元年10月1日現在

